

「介護サービス情報の公表」制度について

医療介護保険部 部長 野谷 優
森岡 俊行

「介護サービス情報の公表」制度は平成 17 年の介護保険改正において、法律に基づく制度として明確に位置づけられ、平成 18 年 4 月から各都道府県で本格的に施行されている。

この制度はそれぞれの介護サービス事業所が現に行っているサービスの提供実態について、標準化された一定の項目にしたがい自らの責任で都道府県に報告し、その報告内容が事実かどうかを知事が指定する指定調査機関の調査員が調査を行い、その結果を誰でも、どこでも、いつでも閲覧可能なようにインターネット等を通じて公表する仕組みである。このなかで訪問リハビリテーションも平成 19 年より新たに対象となった。対象は厚生労働省の「支援ツール」を用いて平成 18 年 1 月から 12 月までの 1 年間の介護報酬の審査実績（介護報酬支払額と利用者の 1 割負担額を含み、要支援分は含まない）の合計額が 100 万円を超える事業所、施設である。

公表までの流れは、まず基本情報調査票と調査情報調査票の記入提出、調査手数料 46,600 円と公表手数料 15,000 円の納付後、調査日が決定し実際の調査となる。

実際の調査は、施設に 2 名の調査員が訪れ、調査情報の全 75 項目について所要時間 90 分～120 分で行われる。調査の前半は、介護保険事業に必要な重要事項の説明書と契約書や訪問リハビリテーションの実施計画書とカルテ等のチェックである。調査の中盤は、主治医や介護支援専門員等との連携についての調査である。実際に調査を経験した施設のなかで、理学療法士が介護支援専門員を通じて住宅改修事業者や福祉用具事業者等と連携した記録としてそれぞれの提案書を提示したところ、調査員より「介護支援専門員が受け取った証拠として FAX の送信記録等でもないか？」との質問があり、それに対し個人情報保護により郵送で送付している、FAX での情報伝達に問題はないかと逆に質問したところ、それに対する回答はなく、証拠がないので連携は認められないという結果になった。そこで提案書提出の前月と翌月のサービス提供表を提示し、福祉用具等のサービス変更を確認したが、「提案書により変更したことが証明できない」といわれた。また調査後半でも研修項目について、施設側と調査員側で意見の相違が多くみられるという状況があった。

これら調査への疑問点として、高額のコストが必要であるにもかかわらず短時間の書類確認であり、本来は利用者本位の介護サービス提供を目的とした「介護サービス情報の公表」であるにもかかわらず、前述のように福祉用具や住宅改修の提案や研修項目に関しては、書類が認められなければ全く何もしていないと同意で公表され、利用者が介護サービスを選択する際の正しい情報が提供できないこともおこっている。また、書類重視であるため書類整備におわれ、十分なサービス提供が出来なくなることも危惧される。

「介護サービス情報の公表」は、理学療法士がより良いサービスを提供し、そのサービス内容がありのまま伝えられ、利用者が正しい判断で事業所を選択できる制度であって欲しいと考える。